

鳥取県立米子産業体育館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男（鳥取市東町一丁目220番地）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

3 指定管理料の額

83,169,000円（債務負担行為額 83,169,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
令和6年度	27,723,000円
令和7年度	27,723,000円
令和8年度	27,723,000円

4 選定理由

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者の検討に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、スポーツの振興のみならず、産業の振興、地域活性化の取組みや、障がい者スポーツの普及、スポーツ教室の充実など、利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり評価できるため。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
公益財団法人鳥取県スポーツ協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 林 昭男

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
足立 綾（副委員長）	税理士
西村 正広	鳥取大学医学部医学科講師
福田 公子	鳥取県スポーツ推進委員協議会
上原 佑希子	鳥取障がい者水泳協会 理事
小林 一義	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 施設管理（施設設備の維持管理、衛生管理等） (3) 料金設定（開館時間、休館日、利用料金等） (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) スポーツ教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	36

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県スポーツ協会
基準 1（施設の平等利用）	適／不適	適
基準 2（施設の効用発揮）	6 5	3 5. 8
基準 3（経費の効率化）	2 0	8. 0
基準 4（管理の安定性）	3 6	2 0. 2
合 計	1 2 1	6 4. 0
順位		1
※ 点数は各委員の平均		
【委員からの主な意見】 主な審査項目について ○選定基準 1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】 ・ 2 2 年間の実績とノウハウを十分に生かし、ラストランへの思いや意気込みを感じた。 ○選定基準 2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】 ・ 様々な点で要望を取り入れ利用者の立場で管理されています。ラスト 3 年間、今までのノウハウを最大限に生かし、スポーツ活動を広げていただきたいと思います。 ・ 利用内容を幅広く受け入れている印象でした。 ・ トイレ用スリッパについて、上靴の着脱が手間であること及び衛生面を考慮し、大きめのスリッパの導入を検討した方がいいと思った。 ○選定基準 3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】 ・ 簡易な補修等、職員で工夫して行っている。 ○選定基準 4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】 ・ 特になし		

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前 9 時から午後 1 0 時まで

○休 館 日：毎月第 3 水曜日、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）

(2) 利用料金・減免

○利用料金：概ね現行どおり

・ 変更内容：フィットネスルーム料金を、既設の中会議室料金に変更。

・ 変更理由：機材老朽化に伴い、安全を考慮しフィットネスルームを元の会議室としての利用に戻すため。

○減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

・ 「見るスポーツ」の充実に向けて、プロスポーツチームである B リーグや S / J リーグの観戦が実現できるよう誘致を推進する。

・ 日本スポーツ協会公認のスポーツ指導員によるライフステージに応じたスポーツ教室を実施する。（幼児・児童を対象にした体操・体育教室、サッカー教室など）

- ・親子の交流を図ることができるレクリエーション大会を開催する。
- ・産業振興の推進に向け、商工団体等への誘致活動を積極的に推進する。
- ・ケヤキ通り振興会（同地のまちづくり団体）と連携し、ケヤキ通り祭のメイン会場とするなど、地域活性化の取組に寄与する。
- ・（公財）鳥取県暴力追放センターの賛助会員となり、「暴力団排除宣言シール」を掲示し、反社会的勢力を抑止する。
- ・安全対策のため、出入口などにセキュリティカメラの導入を検討する。
- ・レクリアやタブレットの導入で、ストレスのない受付対応を行う。

（４）利用促進のための取組

- ・外国人や障がい者にも配慮した災害時等の情報伝達用のデジタルサイネージ（電子ディスプレイ）を導入する。
- ・内側から施錠できる授乳スペースを用意する。
- ・ホームページの充実やSNSによる情報発信を行う。
- ・利用者の声をご意見箱やアンケートで把握するとともに、他施設の管理状況を視察・調査することで、管理運営方法の改善に努める。
- ・障がい者スポーツの普及・振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進するとともに、障がい児を対象としたスポーツ教室の実施や大会誘致を促進する。
- ・キャンセル料を新設し、直前のキャンセル抑制を通じ、より多くの人の利用機会を確保する。

（５）経費削減のための取組

- ・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。
- ・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。
- ・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・毎日使用水量を把握するとともに、水道栓の止水コマを節水型への交換や利用者に節水啓発の掲示を行うことで、節水に努める。
- ・植栽管理は可能な限り職員が行う。
- ・緊急性が低く、容易な補修については、可能な限り職員が行う。